

第六章 貿易商会の設立と中西屋の開店

一 貿易商会の設立

明治十六年に丸家銀行が、丸善為換店と合併したのは、大いに注意すべきことである。この丸善為換店は、貿易商会及び丸善内外介商店の設立と、密接に関係している。そこでここに貿易商会の設立について、若干の記述を試みる必要がある。

そもそも維新後の日本の海外貿易は、明治の初年には若干の輸出超過であったが、その後間もなく輸入超過に転じた。そして幕末以来、関税の自主権を持たなかったために、貿易を統制することが困難で、そのために入超額は、明治十一年には六八八万円、明治十二年には四七七万円、明治十三年には八二三万円に上った。

そればかりでなく、当時の貿易は、外国商館が、ほとんどこれを独占していた。勿論当時すでに起立工商会社（明治六年創立）、大倉組（明治六年創立）、三菱会社（明治七年創立）、先収会社（明治七年創立）、森村組（明治九年創立）、三井物産会社（明治九年創立）など、日本の実業家によって発起設立された貿易会社は、いくつあった。しかしその営業のシェアは、極めてわずかなもので、明治十年の輸出額の九四パーセント、輸入額の九五パーセントは、外国商社の取り扱いであった。その上に、このいわゆる居留地貿易においては、外国商館は、わが

国の生産者若しくは商人の、外国事情に疎いのを利用して、種々の不正手段を用いて、利益を食った。例えば、當時の最も主な輸出品であった生糸の取引についても、外国商館とわが売込問屋との間に、売買契約が成立すると、売手の方からは、事情の変化によって、破約又は価格の増加を請求しても、絶対に応じないにも拘わらず、外国商館は生糸の検査を利用して、勝手に減価又は破約を行なった。またその生糸の検査も、荷物を受け取ってから十日以上も放置し、本国の市況の報道を待って、市況が良ければ、検査を行なってこれを買入れるが、市況の悪い時は、検査に際して種々の難癖をつけて、これをキャンセルするというような悪辣な行為を敢てした。また検査に当って、ガラ糸と称して、一梱こぶからおよそ一総の生糸を抜き取ることさえあったという。

そのために日本の経済界に取っては、輸入の防遏と、輸出の振興によって、貿易のバランスを回復すると共に、貿易の業務を日本人の手に収めることが、当面の重要な課題となった。明治八年に大久保利通が献策して、「方今ノ計ヲ為スニ、我國輸出ノ物品ハ、我國商ヲシテ直チニ之ヲ海外ニ廻漕セシムルニアリ」と切言したのは、正にこれを道破したものである。

元来丸屋商社そのものが、西洋文物の輸入と共に、日本人の自主的貿易の確立を目的としたことは、「丸屋商社之記」に明らかなところである。今や早矢仕有的は、この機運に乗じて、更に同志の人々と共に、その事業を拡大して、国策に沿おうとした。貿易商会の設立趣意書には、次のように言っている。

(前略) 我国人ハ在港ノ外人ニ依頼シテ貿易ノ事ヲ行ヒ既ニ幾分ノ国損ヲ致シ、又其物品ノ代価ヲ受授スルニ当テ為替ノ事ヲモ彼ノ「バンク」ニ任スルガ故ニ、輸出入ノ景況ニ從テ為替ノ相庭(相場)ヲ昂低スルモ、全

ク彼レノ意中ニ存シテ、内国ノ商人ハ恰モ其制御ヲ仰キ、昂低共ニ常ニ彼レニ便利ニシテ、我ニ不便利ナラザルハナシ、金権ノ主客、処ヲ異ニスルモノト云フ可シ、(中略)

又貿易ニ運輸ノ緊要ニシテ、其利益モ亦大ナルハ固ヨリ論ヲ俟タズ、然ルニ我國産ヲ海外ニ出シ、外国ノ物産ヲ我國ニ入ル、ニ、其運輸ハ一切外国ノ船舶ニ依頼セサルハナシ、試ニ見ヨ、横浜、神戸等ノ諸港ニテ、貿易ノ景況ヲ語ルニ、一時ハ入津多クシテ、品物潤沢ナリト云ヒ、又一時ハ入津少ナクシテ、品物欠乏スト云フ、其入津ノ船ハ、何レノ国旗ヲ翻ヘスモノ歟、日章船ノ出入スルガ為ニ、貿易品ノ多寡ニ影響ヲ及ホシタルノ談ハ、未ダ嘗テ聞カザル所ナリ、四面海ヲ廻^メラス此一嶋国ニシテ、海上ノ運輸ヲ外国船ニ托スルハ、其状恰モ他人ノ足ヲ借用シテ歩行スル者ニ異ナラズ、商権ヲ棄ルノ甚シキモノト云フ可シ(中略)

右ノ事實ヲ以テ考レバ、我貿易ノ振ハザルハ、独リ輸出入不平均ノ罪ニ非ス、之ヲ振起スルノ法ハ、唯我人民ガ自カラ奮テ売買ノ権ヲ取り、為替ノ権ヲ取り、航海ノ権ヲ取ルニ在ルノミ、此三ノ商権ヲ我レニ帰シテ、始メテ我日本モ、世界貿易国ノ其一ニ位スルヲ得ヘキナリ、坐シテ輸出入ノ不平均ヲ歎息スルヨリモ、寧ろ我が欲スル所ニ從テ其不平均ヲ制シ得ルノ勢ニ至ル可キナリ、(下略)

當時の貿易が外国商人のために壟断されているのを慨歎する意気が、文面に躍如として表われている。この文章は、犬養毅の筆になるものともいい、福沢諭吉の筆になるものともいう。しかし「福沢諭吉全集」には、これを収めていない。貿易商会は、明治十三年七月二十日から業務を開始したが、その際福沢門下の朝吹英二が演説を試みた。この演説は、犬養毅の主宰する「東海経済新報」の創刊号(明治十三年八月二十一日発行)に掲載されている

が、その草案は、福沢の執筆したものとして、その全集に収められている。その大意は趣意書に述べられたことと、ほぼ同じであるが、その末尾に、

「試に見よ、我開港場に居留する外国人は、何に依て生活を為すものなるや。其衣食の資は果して何れの路より来るものなるや。肥馬に跨り大車に乗り意気揚々として我日本の地上に横行し年々幾千万円を消費して又之を本国に携帯す。其金円は果して何人の支給する所なるや。総て是れ吾人の膏血にあらざるは無し。是れを之れ憂へずして何事を憂ふべきや。我輩は憂極て憤を生ずるものなり。嗚呼我輩は本と攘夷家の子なり、營に子なるのみならず、十数年前に在ては自ら攘夷の説を主張したる其人なり。唯だ今日に在りては外人を夷狄視せずして之を近くるのみ。營に之を近くるのみならず、進んで我より之に近づき、其本国に到て直に之に交り、兵馬の接戦は暫く之を後日の機会に譲り、今日は専ら貿易の業を洋外に争はんと欲するのみ」(以下略)

と言っているのは国權主義の立場を高調したものであって、その刺戟的な言辞は、やや異様な感じをさえ与えるものである。

貿易商会の規約は、何回かの草案の修正を見た後に、明治十三年十一月に確定された。その全文は二十九条ある。(中村重久の後嗣中村泰の寄贈本による。)その中で、重要なものを摘記すれば、左の如くである。

第二条

当商会ノ本店ハ東京府下日本橋区西河岸町(現在の八重洲一丁目)拾五番地ニ設置シ、横浜及神戸ニ支店ヲ置き、猶營業ノ景況ニヨリ適當ノ地ニ支店或ハ代理店ヲ設クルコトアルヘシ

第三条

当商会開業ノ始メニ際シ、差向キ英・佛・米・清ノ四ヶ所ニ代理店ヲ設ケ、往々商業ノ模様ニ従ヒ、海外各國ニ支店或ハ出張店ヲ設ケ、又社員ヲシテ臨時出張セシムルコトアルヘシ

第四条

当商会營業年間ハ当明治十三年ヨリ向廿ヶ年ト定ム

第五条

当商会ノ資本金ハ貳拾万円ト定メ、之ヲ二百株ニ分割シ、一株一千円トス

第八条

当商会ノ社長もとめ元締役ハ五株以上ヲ所持スル株主ニ限ルヘシ

第十五条

当商会營業ノ進歩ヲ助ケ、内地物産ノ輸出ヲ誘導スルカ為メ、其損益ヲ本社ニ負担シテ、輸出ヲ試ムルコトアルヘシ

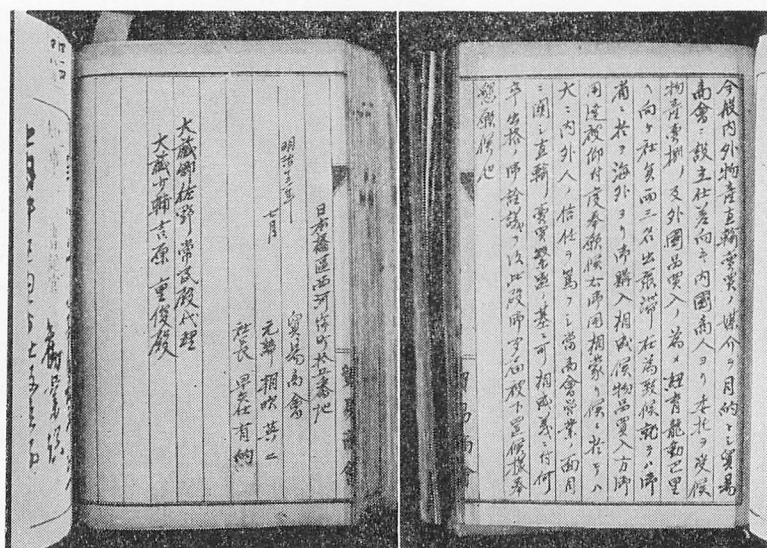
但之ニ用フル所ノ金額ハ当商会資本金額ノ四分ノ一ヲ超ユベカラス

第十六条

海外諸物品ノ相場ハ、各国市場ノ代理店ヨリ毎週報告ヲ得之ヲ得意先ニ報知スヘシ、就中生糸製茶銅鉄地金銀等ノ如キハ、相場ノ変化毎ニ其市場ヨリ電報到着次第即刻電報ヲ以テ各地方ノ得意ニ報知スヘシ

この第十五条などは、いわば貿易商会が、輸出代理業務を営むことを示し、すこぶる注意を惹くものである。

貿易商会の最初の株主は、四十四名であつて、社長には早矢仕有的、元締役には朝吹英二、西脇悌二郎、笠原恵、杉本正徳が就任した。西脇悌二郎は、越後国北魚沼郡小千谷^{おぢや}の出身である。西脇家は江戸時代中期以来、小千谷の豪家であつた。悌二郎は安政五年（一八五八年、また安政三年ともいう）に生れ、早くから慶応義塾に学んで、福沢の教を受けた。同家の一族の西脇清一郎は、新潟の第四国立銀行の設立発起人の一人であつたために、悌二郎も若くして同銀行に入り、明治十年から十二年までの間、同行の取締役であつた。彼は企業心に富んでいて、明治十一年には新潟物産商会を設立して、その東京支店長となつた。商会は大蔵省常平局の御用米の買付を命ぜられ、そのために、越後米を操作する権力は、悌二郎の手中に歸し、数万石の米を三菱会社の船に積み込んで東京に回送し、西脇の名を米市場に轟かせたという。明治十二年に横浜正金銀行が創立されると、悌二郎はその取締役となつた。これは彼の二十二歳の時のことであるから、その俊敏であつたことがわかる。尤もその半面実家に累を及ぼすような虞れもないではなかつたらしい。明治二十年には両毛鐵道会社の創立に参画したが、後にその株の買収問題のために失脚し、晩年はすこぶる不遇であつた。明治三十二年十月二十七日東京の芝の増上寺内で歿した。墓は小千谷の照専寺にある。終生娶らなかつたために嗣子^{ちひなみ}がなかつた。因に英文学者で詩人として有名な西脇順三郎氏は、清一郎の孫に當っている。



貿易商會の請願書（東京都公文書館蔵）

二 貿易商會の營業

貿易商會は、本店を東京に、支店を横浜（本町四丁目）に置いたが、横浜支店では、専ら生糸の輸出を取り扱い、本店では生糸以外の茶、煙草、雜貨、米等の輸出、硝石、皮革類、魚類の輸入を取り扱った。しかし当時生糸の輸出は、外国貿易の中で最も主なものであったので、資本金二十万円の中、十五万円は横浜支店に振り向けられ、朝吹英二がその支配人となった。本店の運営には残余の五万円が宛てられ、杉本正徳が、その支配人となった。そして十三年の九月には、早くもウラディウオストクに出張店が設けられ、松下鉄三郎等が同地に赴いて營業に當った。更に十五年には同地から出張員前田又平がシベリアに派遣され、ブラゴヴェシチエンスクの商人カンデインスキーと取引を結んだ。そのほかアメリカにはニューヨーク支店、イギリスにはロンドン出張店が設置され、

それぞれ出張員が派遣された。フランスではリヨンとマルセイユのルイ・デ・グラン商会在が売捌を委託されている。〔なお後の駐佛大使本野一郎がこの時デ・グラン商会在に商業見習のために派遣されているのは興味深いことである。〕ただ中国には、支店が設置されるに至らなかったようである。

なお「貿易商会申合規則」には、商会の役員や社員の勤務規程に関して細則が定めてあるが、その末尾に、米国における滞在費の割合が記されている。当時の給与並に生活費の状態が知られて興味があるから、左にこれを掲げる。

等級	一等	二等	三等	四等	五等	六等
年金	一八〇〇弗	一五〇〇弗	一二〇〇弗	一〇〇〇弗	八〇〇弗	六〇〇弗
支度金	二五〇円	二〇〇円	一五〇円	一〇〇円	八〇円	六〇円
旅費	八〇弗	六〇弗	五〇弗	四〇弗	四〇弗	四〇弗

貿易商会の発足に当って、その首脳部は、日本の政府当局の援助を受けることを、ゆるが忽せにしなかった。東京都の公文書館所蔵の書類によると、開業勿々の明治十三年七月に、貿易商会は大蔵省に対して、外国品購求の御用達を申し付けられたいことを請願し、東京府（知事 松田道之）から申達して、その許可を得ている。またその年九月には、横須賀造船所に対して、同様の出願をしたが、造船所は貿易商会の営業状態を調査の上で、認可する旨を回答している。最も注意すべきことは、政府が貿易奨励の目的から、横浜正金銀行に命じて、その荷為替資金の中から三十万円を限度として、貿易商会に為替資金を立替えさせたことである。この資金は生糸相場の低落のために焦

げついで、後に政治問題にまで発展することとなった。

こうして貿易商会は発足したが、その営業状態については、第二期（自明治十四年六月、至明治十五年五月）の計算報告が保存されているので、部分的ではあるが、その一斑を窺うことができる。これによるとこの期間にニューヨークに輸出した製茶の総額は、三三七、六〇〇ポンドで、その金額は一三五、〇四五円、ロンドンに輸出した煙草の総額は、三五九、六四〇ポンドであつて、その金額は七三、一〇五円、米は三、二〇一、五一一ポンドで、その金額は一〇九、五八二円である。また横浜支店で取引した生糸は、七、九五七梱であつて、その原価は紙幣一八二、五六一円余、銀貨一、七八七、七一〇円余（当時は紙幣と銀貨とで比価に相違があつた）、商會が直接に海外へ輸出した生糸は四、四〇五梱で、原価は一、四〇八、六七七ドル余であつた。興味があるのは、ロシア領沿海州で仕入れた塩鮭一〇四、八〇〇尾、その金額一八、八〇〇円を、日本に輸入していることである。一尾実に一八錢ほどに当る。日本での売価は、勿論これに運送その他の諸経費、中間流通のマーヂンを加えなければならないが、現在と比較して、実に雲泥の差があるのに驚かされる。

なおこの期間の営業成績は、東京本店の純益は、一〇、七七一円余、横浜支店の純益は四〇、二一二円余で、合計五〇、九八四円に上っている。こうして営業の比重が横浜支店に大きかつたために、明治十六年六月に至つて、ついに東京本店を廃して、横浜支店を本店とするに至つた。

貿易商会の設立と同年に、丸善内外介商店が設立されている。これは早矢仕有的と貿易商会の元締役笠原恵との共同出資によつて、横浜堺町二丁目（旧美濃屋跡）に設けられたものである。（後弁天通二丁目の書店の跡に移る。）

貿易商會は、丸屋とは全く独立した組織であるが、内外介商店は、丸善の名を冠し、㊦の商標を用い、その店員は唐物店、薬店、指物店と同列に配置されているから、全く丸善の系列内のものである。その主任は笠原恵で、その營業目的は、生糸や茶を横浜在住の外人に売り込むことと、内外の製作物を代理売買することにあった。内外介とは恐らく内外の物品を仲介する意味であろう。明治十三年二月の「東京日日新聞」に、新潟物産会社の營業を代理する広告が出ている。これは恐らく西脇悌二郎の關係によるものに違いない。

ところがこの商店の經營方針について、有的と笠原との間に意見の相違が起り、明治十七年に笠原は店を退いて、独立して笠原組を設立し、それまで内外介商店で取り扱っていた生糸や茶の売込の業務を譲り受けた。そのために内外介商店は、内外物産の代理売買のみを營業とすることとなって、その店舗も本町二丁目に移された。そしてその經營には安達何四郎がこれに当り、さらに角堅吉がその後を継いだが、それ以後の状態は、全く不明である。恐らく後の丸善の整理縮少と共に、その存在を失ったのであろう。

三 丸善為換店の設立

内外介商店が設立された翌年（明治十四年）に、その取引先の為換・荷為換割引を行ない、併せて一般の預金・貸付・公債及び外国貨幣・地金銀の売買を営む目的のために、店内の一室に為換店を設立する議が起り、五月に規約が制定され、七月に發起人会を同店で開催して、株金払込、役員選挙その他の手続を決定し、神奈川県庁の許可を得て、横浜丸善為換店の名称で十月二十五日から營業を開始した。その規約の主なものを摘録すると左の通り

である。

第二条

当社ノ資本金ハ五万円ト定メ、之ヲ千株ニ分割シ、一株ノ高ヲ五拾円トナスヘシ

第五条

当社ノ株主ハ其責任ヲ有限責任ト定ムヘシ

第六条

当社營業年限ハ滿十ヶ年ト定メ、滿期ニ至リ株主一同協議ノ上、同意多数ニ因リテハ、尚繼續スルコトヲ得ヘシ

第八条

株主一同ノ投票ヲ以テ取締役五名ヲ撰挙スヘシ

第九条

取締役一同ノ投票ヲ以テ、其中ヨリ幹事一名ヲ撰定シ、幹事取締役ハ、支配人ヲ撰定シ、其以下役員ハ幹事支配人ノ指揮進退スル所トスヘシ

第十条

取締役ハ当社株式三十株以上ヲ所有スル人ニアラサレハ其任タルコトヲ得ス

第十五条

本社非常ノ予備トシテ、別ニ予備株金ヲ備フヘシ

第十六条

予備株金ハ、開業ノ始メニ、本社株金高四分ノ一ヲ備ヘ、之ニ属スル年々ノ配当金ト非常積金トヲ、此予備株金ノ所屬トシテ之ニ加ヘ、普通株金高ノ半額ニ至ルマテハ、本社資金ニ併セ使用スヘシ

第十七条

予備株金高、普通株金高半額ニ至ルノ後ハ、其株金ニ属スル配当金并ニ非常積金ハ、之ヲ予備株金高ニ割当配分スヘシ

第十八条

若シ營業ノ盛衰ニヨリ、本社配当年壹割以内ニ減スルトキハ、其年ノ予備株金ニ属スル配当金ヲ減シ、或ハ全ク廃シテ之ヲ普通株金ニ加フヘシ

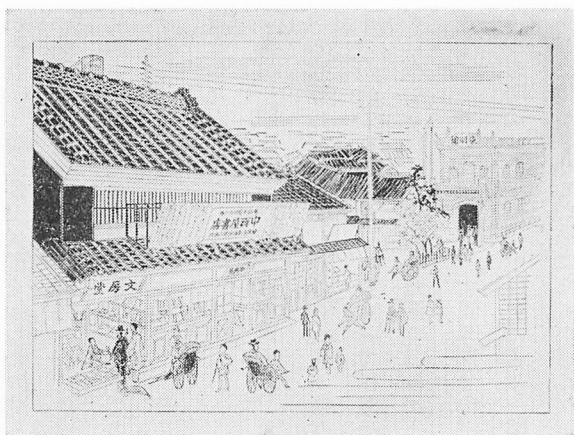
この予備株券を設定して、売買・抵当を禁止し、会社に損失を生じた場合に弾力性を持たせたのは、すこぶる興味のある規定である。なお丸善為換店の創立当初の株主は、四十二名で、丸屋善八、丸屋善七、早矢仕有的、中村道太、笠原恵の五人がそれぞれ一〇〇株ずつ所有し、稲垣真郎、杉本正徳、丸屋善八、早矢仕有的、笠原恵が取締役、笠原恵が幹事に選ばれた。早矢仕有的はいうまでもなく、稲垣真郎は、明治八年に丸屋に入社し、杉本正徳も丸家銀行、貿易商會に深い關係を持っていた人物であるから、この為換店が、ほとんど丸善と一体のものであったことは、明らかである。

横浜丸善為換店が設立せられて間もなく、翌明治十五年一月には、東京の丸家銀行の所在地に、丸善為換店が設置された。資本金は五万円で、その半は丸屋善八及び善七が出資し、会社が損害を生じた場合は、この兩人の株金のみを以て負担することとした。その取締役は、早矢仕有的、杉本正徳、穂積寅九郎、金沢廉吉、伊村新一、松下鉄三郎、大塚嘉蔵の七名である。恐らくこの為換店の任務は、東京の丸善商社の各店、及び貿易商会の東京本店と、地方の物産会社との取引の便宜を図るものであったと考えられる。

しかしそれぞれの特殊な任務があったことは事実であっても、交銀私局と、丸善為換店と、丸家銀行と、類似した機関が、三つも併存したことは、取り扱う業務を、却って煩雑にする嫌いがあった。そのために明治十六年六月に至って、交銀私局も、丸善為換店も、共に丸家銀行に合併された。これは当然の成行であろう。しかし丸家銀行の破綻と共に、これと金融関係を持った諸事業も、同時に蹉跌するに至ったのも、その原因の一つは、またここにあったといわなければならない。

四 中西屋の開店

貿易商会の設立とは、直接の関係がないが、中西屋の開店が、年代的にほぼこの頃に当るので、ここにこれを付記して置きたい。明治十三年ごろ、丸善の洋書のストックが著しく増加して、その処理が経理上の重要問題となってきた。そこで洋書部では、さしあたり売行の少ない書籍を、勘定場に引き渡して、その規模を縮小することとなった。そのために明治十四年九月に、有的は個人で神田表神保町二番地に、中西屋と称する書店を開いて、勘定場



中西屋

に廻された書籍を販売することとした。これは一つには丸善の顧客の中に、買い取った書籍が不用になったために、引き取りを希望する者が往々あったが、それは古物商としての業務となるので、個人名義の商店で取り扱うことを便宜としたという理由もあるようである。金沢末吉の談によると、中西屋は恐らくもからそこで古本屋を営んでいた和泉屋（太田）勘右衛門の店を買収したものであろうという。中西屋とは、広く中土（日本）西洋の書籍を売

買するという意味で名づけたものである。一にまた掃葉軒ともいった。これは関根録三郎の命名によるもので、落葉を掃う、いわば売れ残り品を一掃するという意味である。思い切った名称をつけたものである。

中西屋は有目的の個人経営であったが、小柳津要人の長男の邦太を名義人とした。明治十七年の中西屋の略歴には「和漢書籍売買所掃葉軒中西屋邦太」とある。その経理には、丸善の帳場から、伊村新一（克巳）が赴任した。太田勘右衛門も、番頭として勤務した。後に邦太が成人して、名義人を変更する必要が起り、明治三十年に、有目的の子で山田家を継いだ九郎が名義人となった。（そのために山田家は、一時絶家することとなった）経営には、早矢仕民治、太田武之助（勘右衛門の養子）などが当たっている。更にその後には伊村

新一の子の金之助が采配を振ったのである。

中西屋がその店を神田に開いたのは、もちろん当時神田に学校が多く、従がって学生の書籍の需要の多いことを見越したからである。果してその予想の通り、中西屋の営業は次第に盛んになり、固定の顧客も増加した。明治二十四年には店舗も拡張された。翌二十五年には神田の大火があつて、中西屋も罹災したが、これもさしたる打撃にはならなかつたらしい。

神田に開店しただけに、中西屋は、おのずから日本橋の丸善とは、異なつた特色を持つようになった。その販売する書籍は、はじめは横浜の丸屋から供給されるものが多かつたが、それも顧客の質が違ふために、種類の違つたものが店頭に見われ、ある意味で両者は競争の形になった。そしてそこにそれぞれの最良ができるようになった。もちろんそれは中西屋が丸善のいわば分身であることを、知らなかつたことによるであらうが、面白いことである。そしてそうした状態は、大正年間まで、引き続いてゐた。

なお明治二十年に、中西屋の店の一部を割いて、早矢仕民治の妻の姉婿に当る池田次郎吉に貸し与え、文房具の売買に従事させることになった。これが現在の文房堂のはじめである。